

第26回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年5月25日（月）19時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 5月24日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	1,622,447	97,087
ブ ラ ジ ル	347,398	22,013
ロ シ ア	335,404	3,383
英 国	257,154	36,675
ス ペ イ ン	235,290	28,678
イ タ リ ア	229,327	32,735
ド イ ツ	179,986	8,261
ト ル コ	155,586	4,308
フ ラ ン ス	144,806	28,332
イ ラ ン	133,521	7,359
そ の 他	1,618,459	72,208
合 計	5,259,378	341,039

※ 204の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 5月24日0時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	5,138	271
大 阪 府	1,781	78
神 奈 川 県	1,322	71
北 海 道	1,030	78
埼 玉 県	999	46
千 葉 県	904	44
兵 庫 県	699	40
福 岡 県	658	25
愛 知 県	506	34
京 都 府	358	14
そ の 他	2,980	119
合 計	16,375	820

※チャーター便帰国者15名、空港検160名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 5,152名（5月24日18時45分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者等 5,149名（うち死亡者280名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

- 3月28日 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月1日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
- 4月1日 第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月6日 第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 4月6日 第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月7日 第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月11日 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
- 4月11日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月11日 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月16日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月16日 第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月22日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月22日 第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月24日 第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月27日 第32回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月1日 第11回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 5月4日 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月14日 第34回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月21日 第35回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- 1月31日 第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- 3月27日 第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月30日 第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月1日 第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月 6日	第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日	第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日	第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日	第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月 5日	第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月15日	第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月19日	第24回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月25日	第25回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格）の公表
- ・令和2年第二回定例会補正予算案を公表
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップの公表

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等3団体へマスク15万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク20万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施
- ・ 東京都人権プラザで「新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）」を実施
- ・ 都立大・産技大・都立高専で、オンラインによる授業等を実施
- ・ 家計急変に伴う減免を都立大・産技大の授業料に適用
- ・ 経済的に困難な状況にある大学生等にアルバイトの機会を提供する取組を実施【全庁的取組】
- ・ 御蔵島村役場の業務支援のため、三宅支庁の職員を派遣

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（5月20日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）
- ・ 「いのちを守る STAY HOME 週間」1都3県共同キャンペーン実施（4月25日～5月6日）
1都3県知事共同ビデオメッセージ発出（5月1日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（5月19日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始（ほぼ毎日午後6時45分から配信）（5月11日より、午後6時30分からに変更）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載（4月14日）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策（第四弾）を発表（4月15日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する支援策について、より分かりやすく検索・閲覧できる「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」を開設（5月5日）
- ・ 都主催イベントについては、緊急事態措置の延長に伴い、5月31日まで中止・延期の対応を継続（戦略政策情報推進本部）
 - ・ 東京都と区市町村との間における Web 会議の開催を促進するため、区市町村に対し Web カメラ・モニター・端末等の資材や通信費・ライセンスを提供
 - ・ 軽症者等を受け入れる宿泊療養施設に「健康アプリケーション」を導入（財務局）
 - ・ 都庁展望室の休室
 - ・ 契約事務手続きに関する対応（工事、設計等委託、物品買入れ等）
 - ・ 公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知（主税局）
 - ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
 - ・ 期限までに申告等が困難な場合、申請により申告期限の延長を実施
 - ・ 自動車税の下肢等障害者減免について、窓口申請に加え郵送による申請受付を開始
 - ・ 納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を6月1日より開始
- （生活文化局）
 - ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
 - ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
 - ・ 都民への感染症対策に関する知事や著名人によるメッセージなどを、SNS、テレビ・ラジオ CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
 - ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
 - ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
 - ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
 - ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
 - ・ 3月13日～15日、4月11日～5月6日に、新聞主要6紙に相談フロー図、問い合わせ窓口、知事メッセージ等を掲載
 - ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
 - ・ 消費者に向けて、マスクやトイレトーパー、食料品の買い占めや感染症関連の消費者トラブルについて、ホームページや SNS で発信
 - ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
 - ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
 - ・ 都立文化施設等の休館（5月6日まで）
 - ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
 - ・ 旅券（パスポート）の申請受付を5月6日まで休止
 - ・ 一時滞在施設用に体温計450本を提供

- ・計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計 2950 台、酒精度浮ひょう 20 本）
- ・生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOS トコス〕」を開設
- ・新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化
- ・「STAY HOME 週間」ポータルサイト開設、東京動画特設コーナー設置（事業者サイトとのコラボあり）
- ・広報東京都 5 月号 1 面・2 面で、外出自粛及び外出時の注意、各相談窓口等、緊急対応策第 4 弾(概要)、都税等支払い猶予、テレワーク導入・活用支援について掲載
- ・外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、TOCOS を 5 月 4 日から 6 日まで臨時開設
- ・都立文化施設等の休館期間（現行 5 月 6 日まで）を延長
- ・旅券（パスポート）の申請受付の休止期間（現行 5 月 6 日まで）を延長
- ・芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」の事業開始

（オリンピック・パラリンピック準備局）

- ・東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・都立スポーツ施設等の休館

（都市整備局）

- ・感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- ・鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
- ・新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信
- ・SNS やラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信

（住宅政策本部）

- ・都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予
- ・都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施

（環境局）

- ・自然公園施設等の利用休止の実施

（福祉保健局）

- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 11 万枚を提供
- ・都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4 月 7 日受け入れ開始）

- ・ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- ・ 宿泊療養者専用ストレス電話相談窓口を開設
- ・ 入院・宿泊療養者向けのサポート体制を確保（子供の一時預かり、高齢者・障害者の介護・介助、ペットの一時預かり）

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本IT団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付を開始

(中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- ・ 市場経由の生鮮食料品等をECサイトで販売する事業者等をホームページで紹介する「おうち de 市場」を開始

(建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィーを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(下水道局)

- ・ 日本水環境学会と連携し、下水中の新型コロナウイルスの分析を進めていくため、水再生センターにおいて下水の採取・保管を実施

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起

- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応を通知
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）

（人事委員会事務局）

- ・ 採用試験の延期
（令和2年度「東京都職員I類B採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員I類A採用試験」）
- ・ 管理職選考の延期

（東京消防庁）

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止
- ・ 採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及びI類）」）
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
- ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

(5月25日現在)

		緩和の目安	再要請の目安
①新規陽性者数	6.9人	1日20人未満	1日50人
②新規陽性者における接触歴等不明率	47.9%	50%未満	50%
③週単位の陽性者増加比	0.45	1 未満	2
④重症患者数	39人		
⑤入院患者数	474人		
⑥PCR検査の陽性率	1.3%		
⑦受診相談窓口における相談件数	1,019件		

○新規陽性者や新規陽性者における接触歴等不明率などから、都内の感染状況等を総合的に判断し、5月26日から **ステップ1に移行**

※①の数字が10人以下となった場合は、②及び③は参考値とする。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における対応（案）

令和 2 年 5 月 2 5 日
東京都総務局

ステップ1における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応（案）

1. 区域

都内全域

2. 期間

令和2年5月26日（火曜日）午前零時から

3. 実施内容

- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」におけるステップ1に移行
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた特措法第45条第1項に基づく外出自粛の要請については、同法第24条第9項に基づく協力の要請に移行するとともに、同法第45条第2項及び第4項に基づく要請及び公表について終了するなど、所要の措置を講じる。

【参考】ステップ1における休業要請等の法的整理について

1. 特措法第24条第9項に基づく休止等要請

施設の種類	内訳	要請内容
学習塾 等	自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
劇場 等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場 等 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
遊興施設 等	ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ライブハウス、カラオケ 等	
遊技施設	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等	
運動施設	スポーツジム	
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜10時までの間（酒類の提供は夜10時まで）とする。 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	営業時間の短縮、適切な感染拡大防止の徹底

2. 特措法によらない協力依頼

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
学習塾 等	自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

「第 26 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 5 月 25 日（月）19 時 00 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

ただいまより、第 26 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。当初、資料に基づきまして私の方から説明をいたします。

1 枚、資料をおめくりください。世界の感染の状況です。世界では、526 万に達する数の感染者数が出ております。また、死亡者に関しましては、34 万人を超える数がカウントされています。その下が国内の発生状況です。感染者数が 1 万 6375 名、死亡者数が 820 名となっております。その下、都の発生状況です。5,152 名、昨日の 18 時 45 分の時点での数になります。

次に、国の動きになりますが、本日第 36 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされることとなっております。

資料 1 枚おめくりください。都の対応についてですが、先週金曜日、新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップを公表いたしました。

資料 1 枚おめくりいただきまして、新型コロナウイルス感染症への各局の対応です。先週金曜日から本日まで新たな対応はございません。

資料を 5 枚おめくりいただきまして A4 の横の紙です。右方に資料 1 と書いてありますページをご覧ください。画面にも表示しておりますが、本日のモニタリング指標、最新の状況となっております。新規感染者数が 6.9 人、7 日間の移動平均です。それから、2 番目、新規陽性者における接触歴等の不明率 47.9%、週単位の陽性者の増加比が 0.45、4 番目、重症患者数が 39 名、入院患者数が 474 名、PCR 検査の陽性率については、1.3%です。受診相談窓口における相談件数につきましては、1019 件ということで、いずれの指標も緩和の目安を下回っているという状況となっております。

資料 1 枚、おめくりください。新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における対応、という資料です。

1 枚おめくりいただいて、感染拡大防止のための対応ということで、区域、期間、実施内容等について記載しております。これにつきましては、後程本部長の方からご発言をいただく予定です。

1 枚おめくりいただきまして、参考としてつけておりますが、ステップ 1 におけます、休業要請等の法的整理についてということで、休止等の要請に関しまして法律上の整理を

参考にお付けしております。

次に、都立学校の対応について、教育長からご説明をお願いいたします。

【教育長】

はい。都立学校の対応について説明をさせていただきます。

5月26日から先ほどございましたように、ステップ1への移行ということでございますので、学校につきましては段階的に再開の段取りに入っております。具体的には、学校の再開を6月1日からというふうにした、と考えております。

5月31日までは臨時休業といたしますけれども、各学校では、児童生徒や保護者への連絡、授業等の準備などを行い、準備が整った学校から1日2時間程度の登校日を設定いたしまして、児童生徒の心身の健康状態の把握、学習状況の確認を行っていく予定としております。

なお、6月1日以降は、段階的に登校頻度や時間等を増やしていくとともに、学校とオンライン学習等の家庭学習との組み合わせによる教育活動を行いまして、第2波にも備えていくこととしております。

なお、特別支援学校につきましても、これに準じた扱いといたしますけれども、個々の児童生徒の状況に応じて、柔軟にかつきめ細かに対応していきたいというふうに考えてございます。

今後の予定ですが、6月1日からの段階的再開の具体的段取りや感染症予防策の具体的内容、授業時間の確保や指導上の工夫などの教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の休業措置など、再開後の感染症対策と学校運営に関するガイドラインを策定して周知を図る予定としております。

また、基本的な感染症対策の徹底に加えまして、補正予算案に盛り込みました、サーモグラフィー等の追加対策につきましては都議会の議決後、速やかに対応していきます。

なお、区市町村に対しましては、都立学校の対応を参考として周知いたしますとともに、小中学校の参考としていただくために、ガイドラインのポイントというものを抽出して、周知していきたいというふうに思っております。

最終的には、地域の実情に応じまして、各区市町村長、或いは各区市町村教育委員会の判断ということで具体的な実施内容を決定していただくこととなります。

私の方から以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。その他に、この場にご出席の局長等の皆様でご発言ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。Webexでご参加されてる局長等の方々と、ご発言ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、本部長お願いいたします。

【都知事】

はい。皆様、連日ご苦労さまでございます。

先ほど、安倍総理の記者会見が行われまして、そして総理から1都3県についての緊急事態宣言が解除されるということが表明されました。

4月7日に国の緊急事態宣言が発せられました。そして、数えること今日で49日となりますが、緊急事態宣言が解除された。これはひとえに都民の皆様、事業者の皆様の大変なご協力の賜物であるということでもあります。心から皆様方に感謝を申し上げたい。そして、また都庁の職員の皆さんも本当に頑張ってくださいました。

まだまだ道のは長いものになりますが、私の方からも、皆さんに敬意を表したい、感謝したいと存じます。

これで、国の緊急事態宣言解除について表明されたわけございまして、以前からお伝えいたしておりますように、あと5時間後ぐらいに、今ブルーでライトアップされているレインボーブリッジ、これは医療従事者の皆さんへの感謝の意を込めたブルーですけれども、この後約1時間後には、七色に輝きます。レインボーブリッジが七色にライトアップ、そしてこの都庁も七色にライトアップをするということでもあります。七つの指標をクリアして、そして七つの色でライトアップされる、という瞬間を皆さんと確認したいと思えます。

緊急事態宣言の解除に伴いまして、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」におけます、施設の休業要請を緩和するステップを、26日の午前0時、5時間後には解除ということになりまして、現在のステップ0からステップ1に移行することとなります。そして、明日からは、美術館、博物館や、それから屋内外の運動施設等への休業要請を緩和いたします。それから、飲食店につきましては、お酒の提供も含めまして、営業時間の短縮を夜10時まで延長させていただきます。

そして、先日、西村大臣に、これまでクラスターが発生しているような施設について、お願いして参りました。その中身については、施設の使用制限の緩和や解除に係る基準がや時期などについて、明確にして欲しいということで、要望をしたところでございます。そして、国の基本的対処方針が変更され、こうした施設の取り扱いやイベントの開催可能な規模等については、具体的に示されるということとなっておりますので、それに伴ってこのロードマップについても早急に改定を行うこととなります。

それから、緊急事態宣言が解除されたといつて、これは新型コロナウイルス感染の危険性がなくなったというわけではございません。都民の皆さんには、ぜひとも引き続き、このテレワークを初めてなさったという方々もいろいろ経験されたと思いますが、このテレワークを引き続き活用して欲しい。それから、基本になります、手洗いの徹底やマスクの着用、それから、ソーシャルディスタンスを確保した行動など、引き続き実践をお願い申し上げます。それから、外出の件であります、これら新しい日常を徹底するとともに、県境、都と近県の境、これを超えた、不要不急の移動につきましては、引き続き自粛をお

願い申し上げます。

それから、感染拡大防止協力金でございませけれども、第2回の対象期間、これは国の緊急事態宣言と都の緊急事態措置が本日で終了いたしますので、これをもって、第2回の対象期間も終了させていただきます。ただ、事業を再開する事業者の皆様におかれましては、東京都感染拡大防止ガイドライン、それから各業界団体が作っておられるガイドライン等を踏まえて、適切な感染拡大防止策の徹底をお願い申し上げます。

それから、協力金の仕組みは、今申し上げましたように終了ということになりますが、経営環境の厳しい事業者はたくさんいらっしゃいます。そういった方々への追加の支援については、今後検討をして参りたいと申し添えておきます。

各局においても、同様に、都民の利用施設やイベントの取り扱いなどにつきまして、必要な取組を進めていただきたいと思います。

それから、学校であります、先ほど教育長からも報告がございました。いよいよ、都立学校の再開も、6月1日から始まることとなります。そして、保護者の皆さん、生徒の皆さんにおいても、感染予防をしっかりしていただくようお願い申し上げます。

なお、引き続き、感染、疫学的な状況等については、先ほどから申し上げている、七つの指標、これによるモニタリングを実施して参ります。その上で、専門家の意見を聞きながら、今週末金曜日に感染症の対策本部会議を開催いたしまして、その次のステップへの移行時期等についての判断をして参りたいと考えております。

さて、見えない敵であります、新型コロナウイルスとの戦い、これは、国の緊急事態宣言が解除されたとはいえ、これからも第2波がいつ来るかわからないというような状況であり、またある意味、with コロナ、ということで、コロナとの共生ということも考えなければなりません。

そういう中で、今後、感染症の拡大防止とそして経済社会活動が両立した、新しい日常が定着した社会を構築していかなければなりません。

各局の皆さんにおかれましては、都民そして事業者の視点に立って、状況の変化に応じた的確なスピーディーな施策の展開をお願いしたいと存じます。私から以上です。

皆さんご苦勞様でございました。これからも引き続きよろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上で、第26回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。